

警察官・警察職員募集

愛知県警察では、次のとおり警察官・警察職員の採用試験を実施します。

警察は「県民の安全と安心を守る」仕事をしています。

警察の業務は、誇りと使命感に裏打ちされた非常にやりがいのあるものです。また、幅広い職種があり、あなたの能力を発揮できる場所が必ず見つかります。

- ◇ あなたの力を必要としています。
- ◇ あなたも警察官・警察職員になりませんか。

試験の種類・程度	警察官(A)第2回 (大学卒業程度)	警察官(B)第2回 (高等学校卒業程度)	第2回警察職員 (高等学校卒業程度)
受験案内	6月27日(火)から愛知県警察採用ウェブページに掲載		
受付期間	8月8日(火)～8月28日(月)		8月14日(月)～8月29日(火)
第1次試験	試験日：9月17日(日) 合格発表日：9月26日(火)		試験日：9月24日(日) 合格発表日：10月6日(金)
第2次試験	試験日：10月7日(土)～10月20日(金) 最終合格発表日：12月8日(金)		試験日：10月17日(火) ～10月20日(金) 最終合格発表日：11月17日(金)
受験申込方法	愛知県警察採用ウェブページURL https://www.pref.aichi.jp/police/ ※受験申込みは、インターネット(電子申請)により申し込んでください。		
問合せ	愛知県警察本部警務課採用センター 代表電話 052-951-1611 直通電話 052-961-1479 午前8時45分～午後5時30分(土・日曜日・祝日を除く。)		

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます

不動産登記簿を見ても土地・建物の所有者が直ちに判明しない、又は判明しても連絡がつかない「所有者不明土地」の発生を予防するための法律が間もなくスタートします。

令和6年4月1日から、**相続等により不動産の取得を知ってから3年以内に登記の申請をすることが義務**となります。また、正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。

身の回りの不動産を確認し、**速やかに相続登記を行えるよう、今のうちから備えましょう！**



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

ポイント

令和6年4月1日より前の相続でも、未登記であれば義務化の対象となります。この場合は、法律の施行日から3年以内(令和9年3月31日まで)に登記をする必要があります。

★制度に関する詳細は、[法務省 所有者不明](#) で検索してください。

★個別の事案に対するご相談は、[司法書士会の「相続登記相談センター」](#) ☎ 0120・13・7832にお問い合わせください。

★相続登記の申請手続きに関するご案内(ハンドブック)はこちら→ (法務局ホームページ)